

大阪市指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。)の指定、廃止、変更、辞退及び取消(以下「事業者指定等」という。)に関する手続きを定める。

(指定申請の手続き)

第2条 法第78条の2若しくは第115条の12の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定を申請(以下「指定申請」という。)する者(以下「指定申請者」という。)は、「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」(様式第1号)に、申請する事業種別ごとにこの要綱で定める付表及び添付書類(以下「申請書類」という。)を添えて、指定申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請は、大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課(以下「介護保険課」という。)に対して行う。
- 3 指定申請を受け付ける期間を定めたときは、適切な方法で周知するものとする。

(指定申請者)

第3条 指定申請者は、法人である者とする。

(指定要件)

第4条 地域密着型サービス事業者等の指定については、法に定めるほか次の各号をそれぞれ適用するとともに、別に定める「大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針」を適用する。

(1) 地域密着型サービス事業者の指定

「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第27号)

(2) 地域密着型介護予防サービス事業者の指定

「大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第32号)

(指定申請についての審査等)

第5条 指定申請を受け付けたときは、申請書類を審査するとともに、必要に応じて当該申請に係る実地調査等を実施する。

2 指定を行おうとするとき、又は指定をしないこととするときは、当該申請に係る大阪市地域密着型サービス運営委員会開催要綱（平成18年1月25日制定）に基づく大阪市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ないと運営委員会委員長が認めるときは、運営委員会からの意見聴取に代えて、これを次回の運営委員会の会議に報告することができる。

(指定申請の却下)

第6条 第3条若しくは第4条の要件に該当しないとき、又は運営委員会が特別な事由により指定すべきでないと認めるときは、当該指定申請に係る指定をしない。

2 法第78条の2第6項若しくは第115条の12第4項の各号のいずれかに該当するときは、原則として指定をしない。

(指定申請の事前協議)

第7条 指定申請者が指定申請を行おうとするときは、事前に介護保険課との間で、申請を予定している内容について事前協議を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護老人福祉施設入所者生活介護について、日常生活圏域におけるそれぞれの利用定員の総数が、大阪市介護保険事業計画（以下この項において「事業計画」という。）に定める日常生活圏域におけるそれぞれの必要利用定員総数に既に達している、あるいは指定を行うことによってこれを超えることになるときは、事前協議を行わない。ただし、当該事業計画で定める認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、当該事業計画で定める日常生活圏域における必要利用定員総数が既に達している、あるいは指定を行うことによってこれを超えることになる場合でも、事前協議を行うことがある。

3 当該日常生活圏域における全ての指定申請者の指定申請について、全て指定を行うことによって必要利用定員総数を超えることになる場合は、指定申請者の事業実績、指定申請者の代表者の経歴及びその有する資格、事業運営にあたっての理念、事業予定地の状況並びに予定施設の内容等を総合的に勘案して、介護保険課において事前協議の対象となる指定申請者を選定し、当該選定に係る運営委員会の意見を聴く。ただし、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の事前協議の対象となる指定申請者の選定はこれを別に定めて、事前協議の対象となる指定申請者を選定し、当該選定に係る運営委員会の意見を聴く。

- 4 事前協議において、その内容が第6条に該当すると認められるときは、指定申請者にその理由を告げたうえで、事前協議をその途中で終了することができる。
- 5 事前協議を行う期間を定めたときは、適切な方法で周知する。
- 6 指定申請者に対し事前協議に係る工事等の着手に同意しようとするときは、運営委員会の意見を聴くことができる。

(指定事業者情報の提供)

第8条 指定を行うに際して、大阪府に対して指定申請書に係る次の各号に掲げるものを提供し、事業所番号の決定並びに国民健康保険団体連合会及び独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NETの事業者情報（以下、「WAM NET」という。）への報告等を依頼する。

- (1) 指定申請書（様式第1号及び付表）の写し
- (2) その他大阪府の指示に基づき本市が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第9条 指定することを決定したときは、「指定通知書（様式第2号）」を、本市が実施する指定時研修を受講した後に指定申請者に交付する。

- 2 前項の交付に際しては、法第78条の2第8項若しくは第115条の12第6項の規定に基づき、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(申請却下通知書の交付)

第10条 第6条の規定に基づき、指定申請の却下を決定したときは、「申請却下通知書（様式第3号）」を指定申請者に交付する。

(変更の届出)

第11条 法第78条の5第1項若しくは第115条の15第1項の規定に基づき、変更の届出を行おうとするときは、「変更届（様式第4号）」に、必要書類等を添えて介護保険課に届け出なければならない。

(変更届出の審査等)

第12条 変更届出を受け付けたときは、変更届出書類について審査するとともに、必要に応じて当該変更届出に係る実地調査等を実施する。

(変更届出の不受理等)

第13条 前条に規定する審査等により、次の各号の一に該当すると認めるとときは、変更届出を受理しない、あるいは必要な措置を講じるよう求めることができる。

- (1) 変更届出の内容が、事実と異なるものであることが判明したとき
- (2) 変更することにより、この要綱に規定する指定基準を満たさなくなるとき
- (3) その他特別な事由により変更届出を受理すべきでないと認めるとき

(変更届出の事前協議)

第 14 条 変更届出を行おうとする者は、事前に介護保険課との間で、変更内容について事前協議を行わなければならない。ただし、その内容が軽易であると介護保険課が認めたときは、事前協議をしないことができる。

2 事前協議に関する手続きについては、この要綱に定める指定申請の手続きを準用する。

(変更事項の情報提供)

第 15 条 変更届出の受理に際して、大阪府に対して変更届に係る次の各号に掲げるものを提供し、国民健康保険団体連合会及びWAM N E Tへの報告等を依頼する。

- (1) 変更届の写し
- (2) その他大阪府の指示に基づき本市が必要と認めるもの

(変更届受理通知書の交付)

第 16 条 当該変更届出の受理を決定したときは、「変更届受理通知書（様式第 5 号）」を変更届出を行った者に交付する。ただし、軽易な変更の場合は、收受印を押印した変更届の写しの交付をもって、変更届受理通知書の交付に代えることができる。

(廃止等の届出)

第 17 条 法第 78 条の 5 若しくは第 115 条の 15 の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業等の廃止、休止若しくは再開の届出（以下「廃止等届出」という。）を行おうとする者は、「廃止・休止・再開届出書（様式第 6 号）」により介護保険課に届け出なければならない。

(廃止等届出の審査等)

第 18 条 廃止等届出を受け付けたときは、届出書類について審査するとともに、必要に応じて当該届出に係る実地調査等を実施する。

(廃止等届出の不承認)

第 19 条 前条の審査等により、次の各号の一つに該当すると認めるときは、廃止等届出を受理しない、あるいは必要な措置を講じるよう求めることができる。

- (1) 廃止等届出の内容が事実と異なるものであることが判明したとき
- (2) 廃止若しくは休止に際して、利用者若しくはその家族に対する十分な説明並びに他

のサービス事業者への引き継ぎ等必要な措置を講じていないとき

(3)その他廃止等届出を受理すべきでないと認めるとき

(廃止等届出の事前協議)

第 20 条 廃止等届出を行おうとする者は、事前に介護保険課との間で、廃止等届出の内容について事前協議を行わなければならない。ただし、その内容が軽易であると介護保険課が認めたときは、事前協議をしないことができる。

2 事前協議に関する手続きについては、この要綱の指定申請の手続きを準用する。

(廃止等届出の情報提供)

第 21 条 廃止等届出の受理に際して、大阪府に対して廃止・休止・再開届出書に係る次の各号に掲げるものを提供し、国民健康保険団体連合会及びWAM N E Tへの報告等を依頼する。

(1)廃止・休止・再開届出書の写し

(2)その他大阪府の指示に基づき本市が必要と認めるもの

(廃止等届出の受理通知書の交付)

第 22 条 当該廃止等届出の内容を認め、廃止等届出を受理した時は、「廃止・休止・再開届受理通知書（様式第 7 号）」を廃止等の届出を行った者に交付する。

(指定の辞退)

第 23 条 法第 78 条の 8 に規定する指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第 8 号）に必要書類等を添えて介護保険課に届け出なければならない。

2 指定の辞退に関する手続きは、この要綱の廃止等届出に関する手続きを準用する。

3 指定辞退を承認し、当該指定辞退届出書を受理したときは、「指定辞退届受理通知書（様式第 9 号）」を指定の辞退の届出を行った者に交付する。

(指定取消通知書の交付)

第 24 条 法第 78 条の 10 若しくは第 115 条の 19 に基づく指定の取消を行うことを決定したときは、「指定取消通知書（様式第 10 号）」を当該指定事業所を運営する法人の代表者に通知する。

2 指定取消の手続き等については、別に定める。

(事業者指定等の公示)

第 25 条 法第 78 条の 11 若しくは第 115 条の 20 の規定に基づいて事業者指定等に関する公示を行う。

2 前項の公示は、原則として大阪市公報への掲載によって行うものとする。

(事業者指定の更新)

第 26 条 法第 78 条の 12 若しくは第 115 条の 21 の規定に基づいて事業者指定の更新を申請しようとする者は、「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書」(様式第 11 号)に必要書類を添えて介護保険課に申請しなければならない。

2 事業者指定の更新申請については、この要綱の指定申請に関する手続きを準用する。

(指定更新通知書の交付)

第 27 条 指定の更新をすることを決定したときは、「指定更新通知書」(様式第 12 号)を指定更新申請者に交付する。

(他市町村事業者の指定)

第 28 条 他市町村(特別区を含む。以下同じ。)に所在する地域密着型サービス事業者を本市被保険者がやむを得ない理由により利用する場合は、別途定めにより指定を行う。

(他市町村の指定に係る同意)

第 29 条 他市町村の被保険者が本市地域密着型サービス事業者をやむを得ない理由で利用することを認める場合は、別途定めにより同意を行う。

(介護給付費算定の基準)

第 30 条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第 126 号)」を、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第 128 号)」をそれぞれ適用する。

(その他)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法附則第 15 条の規定に基づき、この要綱に定める事務は、この要綱の施行日以前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。